

2013年1月24日

合同委員会への覚書

件名：在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について

1. 参照

a. 1966年8月4日の第130回合同委員会議事録の Paragraph 5. b. に言及された合同委員会への1966年8月1日付け覚書「日米衛生当局間における情報交換について」

b. 1966年9月1日の第131回合同委員会議事録の Paragraph 7. g. に言及された合同委員会への1966年9月1日付け覚書「日米衛生当局間における情報交換の要請に対する回答」

2. 日本国政府及び合衆国政府は、参照 1. a. 及び 1. b. に含まれた取決めの成立以降の感染症に関する状況の変化を反映するため、前記の取決めに次のとおり改めることを決定した。

「a. 日本国政府及び合衆国政府は、在日米軍の各病院又は各動物診療所の指揮官及び当該病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所長が、この覚書の別添1に特定する感染症につき、相互に通報することを確保する。当該通報は、この覚書の別添1に特定する手続に従って行われる。この覚書の別添1の修正が必要となった場合には、いずれの政府も、当該修正を合同委員会に対して提案し、その承認を求めることができる。

b. 日本国政府及び合衆国政府は、特定の施設及び区域並びにその周辺にわたる広範な防疫措置が必要となった場合には、関係する施設及び区域を担当する在日米軍の病院又は動物診療所の指揮官と、当該地域を管轄する日本国の保健所長とが相互に緊密に協力し、必要な措置をとることを確保する。

c. 在日米軍の各病院又は各動物診療所及び当該病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所は別添2に掲げられる。別添2の修正が必要となった場合には、当該修正は、一方の政府から他方の政府に対し、合同委員会を通じて修正内容を通知することによって行うことができる。」

3. この覚書は、1996年12月2日に合同委員会によって承認された、1996年12月2日付け合同委員会への覚書「人、動物及び植物の検疫に関する合意」に影響を及ぼすものではない。

4. いずれの政府も、この覚書及びその別添の内容を公表することができる。

別添1：通報手続

別添 2 : 在日米軍の病院又は動物診療所及び当該在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所のリスト

2013年1月24日に合同委員会により承認された。

伊原 純一
合同委員会日本国政府代表

アンドリュー・W・オドンネル・ジュニア
合衆国海兵隊少将
合同委員会合衆国政府代表

通報手続

1. 人の感染症

次に掲げる者を確認した場合は、可能な限り早期に通報する。

- ・ 次の 1 から 63 に掲げる疾病の患者
- ・ 次の 1 から 7、9、11、12、60 及び 61 に掲げる疾病の疑似症患者（60 及び 61 の疾病については患者が当該疾病にかかっているという十分な理由のある場合に限る。）
- ・ 次の 1 から 62 に掲げる疾病の無症状病原体保有者
- ・ 次の 63 に掲げる疾病にかかっていると疑われる者

1. エボラ出血熱
2. クリミア・コンゴ出血熱
3. 痘そう
4. 南米出血熱
5. ペスト
6. マールブルグ病
7. ラッサ熱
8. 急性灰白髄炎
9. 結核
10. ジフテリア
11. 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）
12. 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。）
13. コレラ
14. 細菌性赤痢
15. 腸管出血性大腸菌感染症
16. 腸チフス
17. パラチフス
18. E 型肝炎
19. A 型肝炎
20. 黄熱
21. Q 熱
22. 狂犬病
23. 炭疽(そ)
24. 鳥インフルエンザ（12. を除く。）
25. ボツリヌス症
26. マラリア
27. 野兎（と）病
28. ウエストナイル熱
29. エキノコックス症
30. オウム病
31. オムスク出血熱

32. 回帰熱
33. キャサヌル森林病
34. コクシジオイデス症
35. サル痘
36. 腎（じん）症候性出血熱
37. 西部ウマ脳炎
38. ダニ媒介脳炎
39. チクングニア熱
40. つつが虫病
41. デング熱
42. 東部ウマ脳炎
43. ニパウイルス感染症
44. 日本紅斑（はん）熱
45. 日本脳炎
46. ハンタウイルス肺症候群
47. Bウイルス病
48. 鼻疽（そ）
49. ブルセラ症
50. ベネズエラウマ脳炎
51. ヘンドラウイルス感染症
52. 発しんチフス
53. ライム病
54. リッサウイルス感染症
55. リフトバレー熱
56. 類鼻疽（そ）
57. レジオネラ症
58. レプトスピラ症
59. ロッキー山紅斑（はん）熱
60. 新型インフルエンザ¹
61. 再興型インフルエンザ²
62. 指定感染症³
63. 新感染症⁴

¹ 新型インフルエンザとは、以下の全ての特徴を有するものをいう。新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするもの。一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

² 再興型インフルエンザとは、以下の全ての特徴を有するものをいう。かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているもの。一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公

表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

³ 指定感染症とは、既に知られている感染性の疾病（上記リストの1から61に掲げる疾病を除く。）であって、以下の全ての特徴を有するものをいう。国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

⁴ 新感染症とは、以下の全ての特徴を有するものをいう。人から人に伝染するもの。既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもの。当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であるもの。当該疾病のまん延により人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

2. 動物の感染症

次に掲げる動物に、次に掲げる疾病への感染が確認され、又は疑われる場合は、可能な限り早期に通報する。

1. エボラ出血熱（サル）
2. マールブルグ病（サル）
3. ペスト（プレーリードッグ）
4. 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）（イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン）
5. 細菌性赤痢（サル）
6. ウエストナイル熱（鳥類）
7. エキノコックス症（犬）
8. 結核（サル）
9. 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。）（鳥類）
10. 新型インフルエンザ（鳥類）
11. 再興型インフルエンザ（鳥類）
12. 狂犬病（犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク）

(別添2)

在日米軍の病院又は動物診療所及び当該在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所のリスト

在日米軍の病院又は動物診療所	在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所
U. S. A. F Hospital (35 th Medical Group)	上十三保健所
U. S. A. F Hospital (374 th Medical Group)	西多摩保健所
BG Crawford F. Sams US Army Health Clinic	厚木保健福祉事務所 相模原市保健所
Naval Regional Medical Center Japan Branch Dispensary Atsugi	大和保健福祉事務所
U. S. Naval Hospital Yokosuka	横須賀市保健所
Naval Regional Medical Center Branch Dispensary Iwakuni	岩国健康福祉センター
U. S. A. Naval Regional Medical Center Branch Dispensary Sasebo	佐世保市保健所
U. S. Naval Hospital Okinawa	中部福祉保健所
U. S. A. F. Hospital (18 th Medical Group)	中部福祉保健所